



鳥取県公報

平成 29 年 12 月 26 日(火)
号外第 9 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例（45）（地域振興課）・・・ 3

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

鳥取市が中核市に移行すること等に伴い、関係する条例について一括して所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 法令上、中核市の事務となる項目を削る。

イ 中核市が処理する事務と一体的に実施することが望ましい事務を鳥取市に移譲する。

(2) 鳥取県民生委員定数条例の一部改正

市町村の民生委員の定数を定めた規定中、鳥取市に関する規定を削る。

(3) 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正

ア 浄化槽保守点検業を営む者の登録を要する県の区域から、鳥取市の区域を除く。

イ 浄化槽保守点検業を営む者の登録に係る手数料について、知事は特別の理由があると認める場合には減額し、又は免除することができることとする。

(4) 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正

鳥取市の区域における廃棄物処理施設等について、条例の適用から除く。

(5) 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正

使用済物品回収業の届出事項に、収集又は運搬を行う区域を加える。

(6) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

ア 条例の規定中特定動物に関する部分を除き、鳥取市の区域を条例の適用から除く。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(7) 鳥取県屋外広告物条例の一部改正

ア 屋外広告業の登録を要する県の区域から、鳥取市の区域を除く。

イ 屋外広告物等の制限及び監督に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができる景観行政団体である市町村から、鳥取市を削る。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(8) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

種雄牛馬等取扱手当、狂犬病予防等業務手当及び環境衛生検査等業務手当について、所要の改正を行う。

(9) 鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正

鳥取県東部福祉保健事務所及び鳥取県東部生活環境事務所を廃止する。

(10) 鳥取県保健所条例の一部改正

鳥取県鳥取保健所の所管区域から、鳥取市を除く。

(11) 施行期日等

ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第45号

鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。) (1)・(2) 略	各市町村 (鳥取市を除外く。)	5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。) (1)・(2) 略	各市町村
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 5の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第12条の規定による自立支援給付に関する資料の提供等の要求及び報告の要求 (2) 第51条の2第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理(指定に係る事業所又は施設が鳥取市の区域のみに所在する指定事業者等に係るものに限る。) (3)から(10)までにおいて同じ。 (3) 第51条の2第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理 (4) 第51条の2第4項の規定による区分の変更時の届出の受理 (5) 第51条の3第1項の規定による </div>	鳥取市		

- | | | |
|---|--|--|
| 業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等 | | |
| (6) 第51条の3第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求 | | |
| (7) 第51条の4第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告 | | |
| (8) 第51条の4第2項の規定による公表 | | |
| (9) 第51条の4第3項の規定による勧告に係る措置の命令 | | |
| (10) 第51条の4第4項の規定による公示 | | |
| (11) 第51条の31第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所が鳥取市の区域のみに所在する指定相談事業者に係るものに限る。（12）から（21）までにおいて同じ。） | | |
| (12) 第51条の31第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理 | | |
| (13) 第51条の31第4項の規定による区分の変更時の届出の受理 | | |
| (14) 第51条の32第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等 | | |
| (15) 第51条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求 | | |
| (16) 第51条の32第4項の規定による権限の行使の結果の通知 | | |
| (17) 第51条の33第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告 | | |
| (18) 第51条の33第2項の規定による公表 | | |
| (19) 第51条の33第3項の規定による勧告に係る措置の命令 | | |
| (20) 第51条の33第4項の規定による公示 | | |
| (21) 第51条の33第5項の規定による違反の内容の通知 | | |
| (22) 第52条第1項の規定による支給認定 | | |
| (23) 第53条第1項の規定による支給 | | |

<p>認定の申請の受理</p> <p>(24) 第54条第3項の規定による医療受給者証の交付</p> <p>(25) 第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請の受理</p> <p>(26) 第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定</p> <p>(27) 第56条第4項の規定による認定に係る事項の医療受給者証への記載及び医療受給者証の返還</p> <p>(28) 第57条第1項の規定による支給認定の取消し</p> <p>(29) 第57条第2項の規定による医療受給者証の返還の要求</p>			
<p>5の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第32条第1項の規定による申請内容の変更の届出の受理</p> <p>(2) 第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付</p>	鳥取市		
<p>5の4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第22条の規定による診察及び保護の申請の受理</p> <p>(2) 第23条から第26条の3までの規定による通報及び届出の受理</p> <p>(3) 第27条第1項及び第2項の規定による指定医の診察</p> <p>(4) 第27条第3項の規定による診察に係る職員の立会い</p> <p>(5) 第28条第1項の規定による診察の通知</p> <p>(6) 第29条第1項の規定による入院措置</p> <p>(7) 第29条第3項（第29条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による入院措置の通知</p> <p>(8) 第29条の2第1項の規定による診察及び入院措置</p> <p>(9) 第29条の2第2項の規定による入院措置の決定</p> <p>(10) 第29条の2の2第1項の規定による精神障害者の移送</p>	鳥取市		

<ul style="list-style-type: none"> (11) 第29条の2の2第2項（第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定による移送の通知 (12) 第29条の2の2第3項（第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定による行動の制限 (13) 第29条の4第1項の規定による退院措置及び意見の聴取 (14) 第29条の5の規定による精神科病院又は指定病院の管理者の届出の受理 (15) 第31条の規定による入院に要する費用の徴収 (16) 第34条第1項から第3項までの規定による医療保護入院等のための移送 (17) 第38条の4の規定による退院等の請求の受理及び知事への送付 (18) 第40条の規定による措置入院者の仮退院の許可 (19) 第45条第2項の規定による審査及び精神障害者保健福祉手帳の交付 (20) 第45条第3項（同条第5項及び第45条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知 (21) 第45条第4項の規定による認定 (22) 第45条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の受理 (23) 第45条の2第3項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の命令 (24) 第45条の2第4項の規定による指定医の診察 	
<p>5の5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第7条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備 (2) 第7条第2項の規定による氏名又は居住地の変更の届出の受理 (3) 第7条第4項の規定による届出の受理 (4) 第7条第5項の規定による通知 	<p>鳥取市</p>

<p>及び精神障害者保健福祉手帳の交付</p> <p>(5) 第7条第6項の規定による精神障害者保健福祉手帳交付台帳からの記載事項の消除</p> <p>(6) 第8条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還及び交付</p> <p>(7) 第9条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付</p> <p>(8) 第10条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付</p> <p>(9) 第10条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の受理</p> <p>(10) 第10条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の受理</p>			
略		略	
<p>7 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(5) 略</p>	各市	<p>7 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(5) 略</p>	各市
<p>7の2 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第24条第1項の規定による居宅サービス等を行った者等に対する報告等の命令等</p> <p>(2) 第24条第2項の規定による介護給付等を受けた被保険者等に対する報告等の命令等</p> <p>(3) 第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理</p> <p>(4) 第115条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理</p> <p>(5) 第115条の32第4項の規定による同条第2項各号に掲げる区分の変更時の届出の受理</p> <p>(6) 第115条の33第1項の規定による介護サービス事業者に対する報告等の命令及び立入検査</p> <p>(7) 第115条の33第3項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事に対する同条第1項の権限の行使の要求</p>	鳥取市		

<p>(8) 第115条の33第4項の規定による同条第1項の権限の行使の結果に係る通知の受理及び市町村長への通知</p> <p>(9) 第115条の34第1項の規定による介護サービス事業者に対する勧告</p> <p>(10) 第115条の34第2項の規定による公表</p> <p>(11) 第115条の34第3項の規定による介護サービス事業者に対する命令</p> <p>(12) 第115条の34第4項の規定による公示</p> <p>(13) 第115条の34第5項の規定による通知の受理及び関係市町村長への通知</p>			
<p>8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(41) 略</p> <p>(42) 第115条の33第3項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事に対する同条第1項の権限の行使の要求</p> <p>(43)～(48) 略</p>	<p>南部箕蚊屋広域連合</p>	<p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(41) 略</p> <p>(42) 第115条の33第3項の規定による厚生労働大臣に対する同条第1項の権限の行使の要求</p> <p>(43)～(48) 略</p>	<p>南部箕蚊屋広域連合</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>8の4 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村（鳥取市を除く。）</p>	<p>8の4 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>8の8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指</p>	<p>鳥取市</p>		

定

- (2) 第21条の5の16第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の更新
- (3) 第21条の5の20第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の変更又は再開の届出の受理
- (4) 第21条の5の20第2項の規定による指定通所支援の事業の廃止又は休止の届出の受理
- (5) 第21条の5の21第1項の規定による連絡調整及び助言その他の援助
- (6) 第21条の5の22第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告等の命令及び立入検査等
- (7) 第21条の5の23第1項の規定による指定障害児事業者等に対する勧告
- (8) 第21条の5の23第2項の規定による公表
- (9) 第21条の5の23第3項の規定による勧告に係る措置の命令
- (10) 第21条の5の23第4項の規定による公示
- (11) 第21条の5の23第5項の規定による通知の受理
- (12) 第21条の5の24第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し及び効力の停止
- (13) 第21条の5の24第2項の規定による通知の受理
- (14) 第21条の5の25の規定による指定障害児通所支援事業者の指定等の公示
- (15) 第21条の5の26第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所が鳥取市の区域のみに所在する指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。（16）から（23）までにおいて同じ。）
- (16) 第21条の5の26第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理

<p>(17) 第21条の5の26第4項の規定による区分の変更時の届出の受理</p> <p>(18) 第21条の5の27第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等</p> <p>(19) 第21条の5の27第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求</p> <p>(20) 第21条の5の28第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告</p> <p>(21) 第21条の5の28第2項の規定による公表</p> <p>(22) 第21条の5の28第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p> <p>(23) 第21条の5の28第4項の規定による公示</p>		
<p>8の9 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による特定医療費（第7条第7項の規定により指定医療機関に支払うものを除く。（5）及び（6）において同じ。）の支給</p> <p>(2) 第6条第1項の規定による支給認定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第10条第1項の規定による支給認定の変更の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第28条第1項第3号の規定による訪問看護を行う事業の実施</p> <p>(5) 第35条第1項の規定による特定医療費の支給に係る指定難病の患者等に対する報告等の命令等</p> <p>(6) 第37条の規定による特定医療費の支給に係る資料の提供等の要求</p>	鳥取市	
<p>8の10 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第13条第1項の規定による申請内容の変更の届出の受理及び知事への送付</p>	鳥取市	
<p>8の11 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第1条第1項の規定による栄養</p>	鳥取市	

士の免許の申請の受理及び知事への送付

(2) 第1条第2項の規定による管理栄養士の免許の申請の受理及び知事への送付

(3) 第3条第2項の規定による栄養士名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付

(4) 第3条第4項の規定による管理栄養士名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付

(5) 第4条第1項の規定による栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付

(6) 第4条第2項の規定による管理栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付

(7) 第5条第1項の規定による栄養士免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付

(8) 第5条第2項の規定による管理栄養士免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付

(9) 第6条第1項の規定による栄養士免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付

(10) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付

(11) 第6条第6項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付

(12) 第7条の規定による免許の取消し等に関する通知の受理及び知事への送付

(13) 第8条第1項の規定による栄養士免許証の返納の受理及び知事への送付

(14) 第8条第2項の規定による管理栄養士免許証の返納の受理及び知事への送付

(15) 第8条第3項の規定による栄養士免許証の返納の受理及び知事への送付

(16) 第8条第4項の規定による管理栄養士免許証の返納の受理及び知事への送付

- | | |
|--|-----|
| 8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 鳥取市 |
| (1) 第4条第1項の規定による地域医療支援病院と称することの承認の申請の受理及び知事への送付 | |
| (2) 第6条の3第1項の規定による病院等の情報の報告の受理及び知事への送付 | |
| (3) 第6条の3第2項の規定による病院等の情報の変更の報告の受理及び知事への送付 | |
| (4) 第7条第1項の規定による病院の開設の許可の申請の受理及び知事への送付 | |
| (5) 第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更（病床数の増加に係るものに限る。）の許可の申請の受理及び知事への送付 | |
| (6) 第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更（病床数の増加に係るものを除く。）の許可 | |
| (7) 第7条第3項の規定による診療所の病床の設置又は病床数等の変更（病床数の増加に係るものに限る。）の許可の申請の受理及び知事への送付 | |
| (8) 第7条第3項の規定による診療所の病床数等の変更（病床数の増加に係るものを除く。）の許可 | |
| (9) 第8条の2第2項の規定による病院の休止の届出の受理及び知事への送付 | |
| (10) 第9条第1項の規定による病院の廃止の届出の受理及び知事への送付 | |
| (11) 第9条第2項の規定による病院の開設者の死亡等の届出の受理及び知事への送付 | |
| (12) 第12条第1項ただし書の規定による病院の管理の許可の申請の受理及び知事への送付 | |
| (13) 第12条第2項の規定による他の病院又は診療所の管理の許可の申請の受理及び知事への送付 | |

- | | | |
|---|--|--|
| (14) 第16条ただし書の規定による宿直を不要とする許可の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (15) 第18条ただし書（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第1条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による専属の薬剤師を置かないことの許可の申請又は通知の受理及び知事への送付 | | |
| (16) 第27条の規定による検査及び許可証の交付 | | |
| (17) 第42条の2第1項の規定による社会医療法人の認定の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (18) 第42条の3第1項の規定による実施計画の認定の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (19) 第44条第1項の規定による医療法人の設立の認可の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (20) 第44条第3項の規定による医療法人の名称等の決定の請求の受理及び知事への送付 | | |
| (21) 第46条の5第1項ただし書の規定による理事の人数の認可の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (22) 第46条の5第6項ただし書の規定による管理者の一部を理事に加えないことの認可の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (23) 第46条の5の3第2項の規定による一時役員職務を行うべき者の選任の請求の受理及び知事への送付 | | |
| (24) 第46条の6第1項ただし書の規定による理事長の選出の認可の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (25) 第46条の8第4号の規定による監事の報告の受理及び知事への送付 | | |
| (26) 第52条第1項の規定による書類の届出の受理及び知事への送付 | | |
| (27) 第54条の9第3項（第70条の18第1項において準用する場合を含む。）の規定による定款又は寄附行為の変更の認可の申請の受理及び知事への送付 | | |

<p>(28) 第54条の9第5項(第70条の18第1項において準用する場合を含む。)の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受理</p> <p>(29) 第55条第6項(第70条の15において準用する場合を含む。)の規定による解散の認可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(30) 第55条第8項(第70条の15において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(31) 第56条の6(第70条の15において準用する場合を含む。)の規定による清算人の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(32) 第56条の11(第70条の15において準用する場合を含む。)の規定による清算終了の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(33) 第58条の2第4項(第59条の2において準用する場合を含む。)の規定による吸収合併又は新設合併の認可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(34) 第60条の3第4項(第61条の3において準用する場合を含む。)の規定による吸収分割又は新設分割の認可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(35) 第70条の2第1項の規定による医療連携推進認定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(36) 第70条の12第2項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第100条の規定による監事の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(37) 第70条の19第1項の規定による代表理事の選定及び解職の認可の申請の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の13 医療法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条の3の規定による診療所の病床設置の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による診療</p>	<p>鳥取市</p>

<p>所の病床数等の変更（病床数の増加に係るものに限る。）の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第4条第2項の規定による診療所の病床数等の変更（病床数の増加に係るものを除く。）の届出の受理</p> <p>(4) 第5条の5の5の規定による認定実施計画の実施状況を記載した書類等の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第5条の12の規定による登記事項等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第5条の13の規定による役員変更の届出の受理及び知事への送付</p>		
<p>8の14 医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条の規定による医師免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による医籍の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による医籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第8条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第9条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>	
<p>8の15 歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条の規定による歯科医師免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による歯科医籍の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による歯科医籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>	

<p>(4) 第8条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第9条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>			
<p>8の16 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第1条の2の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第1条の4第2項の規定による診療放射線技師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第2条第1項の規定による診療放射線技師籍の登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第3条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第4条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p>	鳥取市		
<p>8の17 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第1条の3第1項の規定による保健師免許、助産師免許又は看護師免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第1条の3第2項の規定による准看護師免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第3条第3項の規定による准看護師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第3条第5項の規定による保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第4条第2項の規定による准看護師籍の登録の抹消の申請の受理及</p>	鳥取市		

<p>び知事への送付</p> <p>(6) 第4条第3項の規定による保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第5条第2項の規定による保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第6条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 第6条第4項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 第7条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(11) 第7条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(12) 第7条第6項の規定による免許証の再交付の申請及び免許証の返納の受理並びに知事への送付</p> <p>(13) 第8条第2項及び第4項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(14) 第8条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の18 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第1条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>

<p>(6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第7条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>		
<p>8の19 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第1条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による理学療法士名簿又は作業療法士名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による理学療法士名簿又は作業療法士名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第7条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>	
<p>8の20 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第1条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>	

(7) 第7条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付		
<p>8の21 大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による大麻取扱者免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第10条第1項の規定による免許の取消の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第10条第2項の規定による大麻取扱者の死亡又は解散の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第10条第4項の規定による大麻取扱者免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第10条第5項の規定による大麻取扱者名簿の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第10条第6項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条第7項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第14条の規定による大麻の持ち出しの許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 第15条の規定による大麻栽培者の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 第17条の規定による大麻研究者の報告の受理及び知事への送付</p>	鳥取市	
<p>8の22 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第2項（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による製造業又は輸入業の登録の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第6条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第7条第3項（毒物及び劇物取</p>	鳥取市	

<p>縮法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第9条第2項において準用する第4条第2項(毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による製造業又は輸入業の登録の変更の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第10条第1項(毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による毒物劇物営業者の氏名等の変更等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第10条第2項の規定による特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第21条第1項(毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録が失効した場合等の届出の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の23 毒物及び劇物取締法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第11条第1号、第16条第1号、第22条第1号及び第28条第1号の規定による製剤の使用者の指定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第13条第1号ロ及びチ、第18条第1号ロ、ニ、ホ及びへ並びに第24条第1号ロ、ニ、ホ及びへの規定による指導者の指定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第30条第2号イの規定による燻蒸作業の場所の指定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第35条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の書換交付の申請の受理及び知</p>	<p>鳥取市</p>

<p>事への送付</p> <p>(5) 第36条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録票又は許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第36条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録票又は許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第36条の2第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録票又は許可証の返納の受理及び知事への送付</p>			
<p>8の24 毒物及び劇物取締法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>鳥取市</p>		
<p>8の25 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第2項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関等の指定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第9条第2項の規定による覚せい剤施用機関の廃止等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第9条第3項の規定による覚せい剤研究者の研究の廃止の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第10条第1項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第10条第2項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の提出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第11条第1項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第11条第2項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定</p>	<p>鳥取市</p>		

<p>による指定証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第12条第2項(第30条の5において準用する場合を含む。)の規定による名称の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 第12条第3項(第30条の5において準用する場合を含む。)の規定による氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 第22条の2の規定による覚せい剤の廃棄の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(11) 第23条の規定による事故の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(12) 第24条第1項の規定による所有していた覚せい剤の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(13) 第24条第2項の規定による譲り渡した覚せい剤の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(14) 第30条の規定による覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(15) 第30条の4第1項の規定による業務の廃止等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(16) 第30条の12第1項第2号の規定による覚せい剤原料の保管の場所の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(17) 第30条の13の規定による覚せい剤原料の廃棄の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(18) 第30条の14の規定による事故の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(19) 第30条の15第1項の規定による所有等をしてきた覚せい剤原料の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(20) 第30条の15第2項の規定による譲り渡した覚せい剤原料の報告の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の26 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条第1項の規定による麻薬</p>	<p>鳥取市</p>

取扱者の免許の申請の受理及び知事への送付

(2) 第7条第1項(第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定による業務又は研究の廃止の届出の受理及び知事への送付

(3) 第7条第2項の規定による資格を欠くに至った場合の届出の受理及び知事への送付

(4) 第7条第3項(第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定による死亡又は解散の届出の受理及び知事への送付

(5) 第8条(第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定による免許証等の返納の受理及び知事への送付

(6) 第9条第1項(第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定による免許証等の記載事項の変更の届出の受理及び知事への送付

(7) 第10条第1項(第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定による免許証等の再交付の申請の受理及び知事への送付

(8) 第10条第2項(第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定による免許証等の返納の受理及び知事への送付

(9) 第24条第12項第1号の規定による譲渡しの許可の申請の受理及び知事への送付

(10) 第29条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理及び知事への送付

(11) 第35条第1項の規定による事故の届出の受理及び知事への送付

(12) 第35条第2項の規定による調剤された麻薬の廃棄の届出の受理及び知事への送付

(13) 第36条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による免許が失効した場合等の措置の届出の受理及び知事への送付

<p>(14) 第36条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による麻薬を譲り渡した者の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(15) 第46条第1項の規定による麻薬卸売業者の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(16) 第47条の規定による麻薬小売業者の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(17) 第48条の規定による麻薬管理者の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(18) 第49条の規定による麻薬研究者の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(19) 第50条第1項の規定による向精神薬営業者の免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(20) 第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(21) 第50条の20第4項の規定による向精神薬取扱責任者の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(22) 第50条の22第1項の規定による事故の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(23) 第50条の24第2項の規定による向精神薬の品名及び数量等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(24) 第50条の27の規定による業務の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(25) 第50条の28の規定による業務廃止の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(26) 第50条の33第1項及び第2項の規定による事故等の届出の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の27 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第9条の2第6項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可に係る変更等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第9条の2第8項の規定による麻薬小売業者の追加の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第9条の2第10項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付</p>	<p>鳥取市</p>

<p>の申請の受理及び知事への送付 (4) 第9条の2第11項の規定による 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納の 受理及び知事への送付</p>			
<p>8の28 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第8条の2第1項の規定による 薬局に関する情報の報告の受理及び 知事への送付 (2) 第8条の2第2項の規定による 薬局に関する情報の変更の報告の受 理及び知事への送付 (3) 第12条第1項の規定による製造 販売業の許可の申請の受理及び知事 への送付 (4) 第13条第1項の規定による製造 業の許可の申請の受理及び知事への 送付 (5) 第13条第6項の規定による製造 業の許可の区分の変更及び追加の許 可の申請の受理及び知事への送付 (6) 第14条第1項の規定による製造 販売の承認の申請の受理及び知事へ の送付 (7) 第14条第6項(同条第9項にお いて準用する場合を含む。)の規定 による調査の申請の受理及び知事へ の送付 (8) 第14条第9項の規定による製造 販売の変更の承認の申請の受理及び 知事への送付 (9) 第14条第10項の規定による製造 販売の軽微な変更の届出の受理及び 知事への送付 (10) 第14条の8第3項の規定による 医薬品等承認取得者の地位の承継の 届出の受理及び知事への送付 (11) 第14条の9第1項の規定による 製造販売の届出の受理及び知事への 送付 (12) 第14条の9第2項の規定による 製造販売の変更の届出の受理及び知 事への送付</p>	<p>鳥取市</p>		

- | | | |
|---|--|--|
| (13) 第19条第1項の規定による製造販売業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付 | | |
| (14) 第19条第2項の規定による製造業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付 | | |
| (15) 第23条の2第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (16) 第23条の2の3第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (17) 第23条の2の16第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付 | | |
| (18) 第23条の2の16第2項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付 | | |
| (19) 第23条の20第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (20) 第23条の36第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付 | | |
| (21) 第30条第1項の規定による配置販売業の許可の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (22) 第32条の規定による配置従事の届出の受理及び知事への送付 | | |
| (23) 第33条の規定による配置従事者の身分証明書の交付の申請の受理及び知事への送付 | | |
| (24) 第34条第1項の規定による卸売販売業の許可 | | |
| (25) 第35条第3項の規定による医薬品営業所管理者の兼務の許可 | | |
| (26) 第38条第2項において準用する第10条第1項の規定による配置販売業の休廃止等の届出の受理及び知事への送付 | | |

- | | | | |
|--|--|--|--|
| (27) 第38条第2項において準用する第10条第1項の規定による卸売販売業の休廃止等の届出の受理 | | | |
| (28) 第40条の2第1項の規定による医療機器の修理業の許可の申請の受理及び知事への送付 | | | |
| (29) 第40条の2第5項の規定による修理区分の変更又は追加の許可の申請の受理及び知事への送付 | | | |
| (30) 第40条の3において準用する第23条の2の16第2項の規定による医療機器の修理業の休廃止等の届出の受理及び知事への送付 | | | |
| (31) 第40条の5第2項の規定による再生医療等製品の販売業の許可 | | | |
| (32) 第40条の6第2項の規定による再生医療等製品営業所管理者の兼務の許可 | | | |
| (33) 第40条の7第1項において準用する第10条第1項の規定による再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出の受理 | | | |
| (34) 第68条の16第1項の規定による生物由来製品の製造管理者の承認の申請の受理及び知事への送付 | | | |
| (35) 第68条の16第2項において準用する第7条第3項の規定による製造管理者の兼務の許可の申請の受理及び知事への送付 | | | |
| (36) 第69条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査等（配置販売業に係るものを除く。） | | | |
| (37) 第70条第1項の規定による廃棄等の命令（(24)の許可を受けた者及び(31)の許可を受けた者に係るものに限る。(38)から(45)までにおいて同じ。） | | | |
| (38) 第72条第4項の規定による構造設備の改善命令等 | | | |
| (39) 第72条の4第1項の規定による業務運営の改善命令 | | | |
| (40) 第72条の4第2項の規定による是正命令 | | | |
| (41) 第72条の5第1項の規定による中止命令等 | | | |

<p>(42) 第72条の5第2項の規定による送信を防止する措置の要請</p> <p>(43) 第73条の規定による医薬品等総括製造販売責任者等の変更命令</p> <p>(44) 第75条第1項の規定による許可の取消し等</p> <p>(45) 第76条の規定による許可等の更新を拒否する処分の理由の通知等</p>	
<p>8の29 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第6条第2項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第6条第4項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第7条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第12条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第13条第2項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第13条第4項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第14条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 第37条の2第2項（同条第4項</p>	鳥取市

の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付

(10) 第37条の3第2項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付

(11) 第37条の3第4項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付

(12) 第37条の4第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付

(13) 第37条の9第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録証の書換交付の申請の受理及び知事への送付

(14) 第37条の10第2項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録証の再交付の申請の受理及び知事への送付

(15) 第37条の10第4項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録証の返納の受理及び知事への送付

(16) 第37条の11第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録証の返納の受理及び知事への送付

(17) 第43条の4第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付

(18) 第43条の5第2項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付

- | | | |
|--|--|--|
| <p>(19) 第43条の5第4項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(20) 第43条の6第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(21) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付（8の28の項(24)及び(31)の許可に係るものに限る。(23)、(25)、(27)及び(29)において同じ。）</p> <p>(22) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付（8の28の項(24)及び(31)の許可に係るものを除く。(24)、(26)及び(28)において同じ。）</p> <p>(23) 第46条第2項の規定による許可証の再交付</p> <p>(24) 第46条第2項の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(25) 第46条第3項の規定による許可証の返納の受理</p> <p>(26) 第46条第3項の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(27) 第47条の規定による許可証の返納の受理</p> <p>(28) 第47条の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(29) 第48条の規定による許可台帳の整備</p> <p>(30) 第55条において準用する第37条の9第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(31) 第55条において準用する第37条の10第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(32) 第55条において準用する第37条の10第4項（同条第5項の規定によ</p> | | |
|--|--|--|

<p>り読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(33) 第55条において準用する第37条の11第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p>		
<p>8の30 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第159条の5の規定による登録販売者試験の申請書の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第159条の7第1項の規定による販売従事登録の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第159条の9第1項の規定による登録事項の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第159条の10第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第159条の11第1項の規定による販売従事登録証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第159条の12第1項の規定による販売従事登録証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第159条の12第4項の規定による販売従事登録証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第159条の13の規定による販売従事登録証の返納の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>	
<p>8の31 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>鳥取市</p>	
<p>8の32 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第10条によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)第24条第2項の規定による既存配</p>	<p>鳥取市</p>	

置販売業者の許可の更新の申請の受理及び知事への送付		
<p>8の33 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第6条によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号）に基づく既存配置販売業者に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第46条第2項の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第46条第3項の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第47条の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p>	鳥取市	
<p>8の34 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条第1項によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく既存配置販売業者に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第153条において準用する第16条第1項の規定による変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第153条において準用する第18条の規定による休廃止等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第156条の規定による配置従事の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第157条第1項の規定による配置従事者の身分証明書の交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第159条の規定による品目の変更又は追加の申請の受理及び知事への送付</p>	鳥取市	
<p>8の35 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条の規定による免許の申請</p>	鳥取市	

<p>の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による薬剤師名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第6条の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第8条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第9条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>			
<p>8の36 鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>鳥取市、米子市及び倉吉市</p>	<p>8の8 鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>鳥取市、米子市及び倉吉市</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(16) 略</p>	<p>米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町</p>	<p>9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(16) 略</p>	<p>各市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町</p>
<p>9の3 鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第17条第1項の規定によるばい煙関係特定施設の設置の届出の受理</p> <p>(2) 第18条第1項の規定によるばい煙関係特定施設の届出の受理</p> <p>(3) 第19条第1項の規定によるばい煙関係特定施設の構造等の変更の届出の受理</p>	<p>鳥取市</p>	<p>9の3 鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>鳥取市</p>

<p>(4) 第20条の規定による計画の変更 又は廃止の命令</p> <p>(5) 第21条第2項の規定による期間 の短縮</p> <p>(6) 第22条の規定による氏名の変更 等の届出の受理</p> <p>(7) 第23条第3項の規定による地位 の承継の届出の受理</p> <p>(8) 第25条第1項の規定による改善 命令等</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p>		<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p>	
<p>10 鳥取県公害防止条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 略</p>	<p>各市町村</p>	<p>10 鳥取県公害防止条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 略</p>	<p>各市町村</p>
<p>10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例 (平成17年鳥取県条例第67号) に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第6条第2項の規定による石綿の粉じんの排出又は飛散を防止する措置の勧告</p> <p>(2) 第6条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない旨の公表</p> <p>(3) 第6条の4第1項及び第2項の規定による事前調査結果の報告の受理</p> <p>(4) 第6条の5第1項の規定による解体等作業の一時停止等の勧告</p>	<p>鳥取市</p>		

<p>(5) 第6条の5第2項の規定による解体等作業の一時停止等の命令</p> <p>(6) 第6条の5第3項の規定による公表</p> <p>(7) 第7条第1項及び第2項の規定による石綿粉じん排出等作業の実施の届出の受理</p> <p>(8) 第7条第4項の規定による石綿粉じん排出等作業の届出の内容の変更の勧告</p> <p>(9) 第8条第1項の規定による石綿粉じん排出等作業の改善又は一時停止の勧告</p> <p>(10) 第8条第2項の規定による石綿粉じん排出等作業の改善又は一時停止の命令</p> <p>(11) 第8条第3項の規定による公表</p> <p>(12) 第10条の規定による処理予定量等の届出等の受理</p> <p>(13) 第10条の2の規定による通報の受理</p> <p>(14) 第11条第1項の規定による立入検査等</p> <p>(15) 第12条第1項の規定による情報の公表</p> <p>(16) 第12条第2項の規定による公表した情報に関する書類その他の物件の保存</p> <p>(17) 第13条の規定による弁明の機会の付与</p>	
<p>10の3 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による使用済物品回収業の届出（鳥取市の区域内にある使用済物品を保管する場所（以下この項において「保管場所」という。）に係るもの及び使用済物品の収集又は運搬を行う区域が鳥取市の区域内に限られる使用済物品回収業（保管場所が鳥取県の区域内にあるものを除く。）に係るものに限る。（2）及び（3）において同じ。）の受理</p>	<p>鳥取市</p>

<p>(2) 第7条第2項の規定による使用済物品回収業の変更の届出の受理</p> <p>(3) 第10条の規定による使用済物品回収業の廃止の届出の受理</p> <p>(4) 第12条第1項の規定による報告の要求及び検査（鳥取市の区域内にある保管場所に係るもの及び鳥取市の区域内における収集又は運搬に係るものに限る。(5)、(6)及び(8)において同じ。)</p> <p>(5) 第13条の規定による使用済物品の収集、運搬又は保管をする者に対する指導又は助言</p> <p>(6) 第14条の規定による改善命令</p> <p>(7) 第18条第1号の規定による過料の処分（(1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(8) 第18条第2号から第4号までの規定による過料の処分</p>			
略		略	
<p>19 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第2条第2項ただし書の規定による死亡獣畜の解体、埋却及び焼却の許可</p>	<p>各市町村（鳥取市を除く。）</p>	<p>19 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第2条第2項ただし書の規定による死亡獣畜の解体、埋却及び焼却の許可</p>	<p>各市町村</p>
<p>19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第9条第1項、第2項及び第4項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>倉吉市</p>	<p>19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第9条第1項、第2項及び第4項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>鳥取市及び倉吉市</p>
<p>19の3 クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条の規定によるクリーニング師試験の受験願書の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第4条の規定によるクリーニング師の免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第6条第2項の規定による免許証の提出の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第8条第1項の規定による免許証の訂正の申請の受理及び知事への</p>	<p>鳥取市</p>		

<p>送付</p> <p>(6) 第9条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条第1項の規定による登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第10条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>			
<p>19の4 調理師法（昭和33年法律第147号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条第1項の規定による免許の付与</p> <p>(2) 第5条第1項の規定による調理師名簿への登録</p> <p>(3) 第5条第3項の規定による調理師免許証の交付</p> <p>(4) 第5条の2第1項の規定による届出の受理</p> <p>(5) 第6条の規定による免許の取消し</p>	鳥取市		
<p>19の5 調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第11条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受理</p> <p>(2) 第12条第1項の規定による登録の消除の申請の受理</p> <p>(3) 第13条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理</p> <p>(4) 第14条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>(5) 第14条第4項の規定による免許証の返納の受理</p> <p>(6) 第15条の規定による免許証の返納の受理</p> <p>(7) 第16条の規定による免許を与えた都道府県知事への通知</p>	鳥取市		
<p>19の6 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による違反行為に係る措置命令</p> <p>(2) 第7条第2項の規定による資料の提出の要求</p>	鳥取市		

(3) 第29条第1項の規定による報告等の命令及び立入検査等	
19の7 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第23条第2項の規定による消費者庁長官への報告（19の6の項に掲げる事務に係るものに限る。）	鳥取市
19の8 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第7条第1項の規定による製菓衛生師名簿への登録 (2) 第7条第3項の規定による製菓衛生師免許証の交付 (3) 第8条の規定による免許の取消し	鳥取市
19の9 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第1条の規定による免許の申請書の受理 (2) 第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受理 (3) 第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受理 (4) 第5条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理 (5) 第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理 (6) 第6条第4項の規定による免許証の返納の受理 (7) 第7条の規定による免許証の返納の受理 (8) 第8条の規定による免許を与えた都道府県知事への通知	鳥取市
19の10 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第12条の2第1項の規定による事業の登録 (2) 第12条の4の規定による登録営業所の登録の取消し (3) 第12条の5第1項の規定による登録業者からの報告の徴収及び立入	鳥取市

検査等	
<p>19の11 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第32条の規定による登録証明書の交付</p> <p>(2) 第33条第1項の規定による登録業者の変更等の届出の受理</p>	鳥取市
<p>19の12 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第11条第1項（第13条第2項又は第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録</p> <p>(2) 第11条第2項（第13条第2項又は第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録の通知</p> <p>(3) 第12条第2項（第13条第2項、第14条第4項又は第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録の拒否の通知</p> <p>(4) 第14条第1項から第3項までの規定による第一種動物取扱業の変更の届出の受理</p> <p>(5) 第15条の規定による第一種動物取扱業者登録簿の閲覧提供</p> <p>(6) 第16条第1項の規定による第一種動物取扱業者の廃業等の届出の受理</p> <p>(7) 第17条の規定による第一種動物取扱業者の登録の抹消</p> <p>(8) 第19条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録の取消し等</p> <p>(9) 第22条の6第2項の規定による犬猫等販売業者の届出の受理</p> <p>(10) 第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出の命令</p> <p>(11) 第23条第1項及び第2項の規定による第一種動物取扱業者に対する勧告</p> <p>(12) 第23条第3項の規定による勧告</p>	鳥取市

に係る措置の命令

- (13) 第24条第1項の規定による第一種動物取扱業者に対する報告の要求及び立入検査
- (14) 第24条の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理
- (15) 第24条の3の規定による第二種動物取扱業の変更等の届出の受理
- (16) 第24条の4において準用する第16条第1項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理
- (17) 第24条の4において準用する第23条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する勧告
- (18) 第24条の4において準用する第23条第3項の規定による勧告に係る措置の命令
- (19) 第24条の4において準用する第24条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の要求及び立入検査
- (20) 第25条第1項の規定による周辺的生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する勧告
- (21) 第25条第2項の規定による勧告に係る措置の命令
- (22) 第25条第3項の規定による動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する必要な措置の命令又は勧告
- (23) 第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可
- (24) 第27条第2項（第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る条件の付加
- (25) 第28条第1項の規定による特定動物飼養者の変更の許可
- (26) 第28条第3項の規定による特定動物飼養者の変更の届出の受理
- (27) 第29条の規定による特定動物飼養者の許可の取消し
- (28) 第32条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令
- (29) 第33条第1項の規定による特定

動物飼養者に対する報告の要求又は立入検査	
<p>19の13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第2条第3項の規定による第一種動物取扱業の登録の申請者に対する書類の提出の要求</p> <p>(2) 第2条第5項（第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付</p> <p>(3) 第2条第6項の規定による登録証の再交付</p> <p>(4) 第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出の受理</p> <p>(5) 第2条第9項の規定による登録証の返納の受理</p> <p>(6) 第4条第3項の規定による第一種動物取扱業登録の更新期間前の登録の更新</p> <p>(7) 第5条第6項の規定による第一種動物取扱業の変更の届出をした者に対する書類の提出の要求</p> <p>(8) 第10条第1項の規定による動物取扱責任者研修の開催</p> <p>(9) 第10条第3項ただし書の規定による他の動物取扱責任者研修に代える場合の定め及び研修の指定</p> <p>(10) 第10条の6第3項の規定による第二種動物取扱業の申請者に対する書類の提出の要求</p> <p>(11) 第13条第10号の規定による特定動物管轄区域外飼養・保管通知書の受理</p> <p>(12) 第14条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間の決定</p> <p>(13) 第15条第3項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の申請者に対する書類の提出の要求</p> <p>(14) 第15条第5項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の交付</p>	鳥取市

<p>(15) 第15条第6項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付</p> <p>(16) 第15条第8項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の亡失の届出の受理</p> <p>(17) 第15条第9項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の返納の受理</p> <p>(18) 第16条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理</p> <p>(19) 第17条第1号ロただし書及びハただし書の規定による認定</p> <p>(20) 第18条第3項の規定による特定動物飼養者の変更の許可の申請者に対する書類の提出の要求</p> <p>(21) 第20条第3号の規定による措置内容の届出の受理</p>		
<p>19の14 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第16条第3項の規定による特定動物の収容及び殺処分</p> <p>(2) 第17条第1項の規定による事故発生時の措置の届出の受理</p> <p>(3) 第18条第1項の規定による特定動物の飼い主に対する措置命令</p> <p>(4) 第19条第1項の規定による飼い主に対する報告の要求及び立入調査等</p>	<p>鳥取市</p>	
<p>19の15 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>鳥取市</p>	
<p>19の16 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第9条第1項の規定による米穀事業者に対する勧告</p> <p>(2) 第9条第2項の規定による勧告</p>	<p>鳥取市</p>	

に係る措置の命令 (3) 第10条第1項の規定による報告 の徴収及び立入検査等	
19の17 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成21年政令第261号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第7条第3項の規定による消費者庁長官及び農林水産大臣への報告 (2) 第7条第4項の規定による消費者庁長官及び農林水産大臣への報告	鳥取市
19の18 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第6条第1項の規定による食品関連事業者に対する指示（主たる事務所が鳥取市の区域内にある事業者に係るものに限る。（2）及び（3）において同じ。） (2) 第6条第5項の規定による指示（（1）に係る指示に限る。）に係る措置の命令 (3) 第7条の規定による指示又は命令の公表 (4) 第8条第1項及び第2項の規定による報告等の徴収及び立入検査等 (5) 第12条第1項の規定による申出の受理 (6) 第12条第3項の規定による調査	鳥取市
19の19 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第5条第3項、第4項第1号及び第7項第3号の規定による農林水産大臣への報告 (2) 第6条第3項、第4項第1号及び第7項第3号の規定による消費者庁長官への報告	鳥取市
19の20 鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第2条第1項の規定による魚介類行商の許可 (2) 第2条第3項の規定による許可	鳥取市

<p>に係る条件の付加</p> <p>(3) 第4条の規定による行商鑑札の交付</p> <p>(4) 第6条の規定による行商鑑札の返納の受理</p> <p>(5) 第10条第1項の規定による魚介類行商者に対する報告の要求及び検査</p> <p>(6) 第11条の規定による必要な措置の命令</p> <p>(7) 第12条の規定による営業の停止の命令及び許可の取消し</p>			
<p>19の21 鳥取県魚介類行商条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	鳥取市		
<p>19の22 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条の2第1項の規定による鳥取県H A C C P適合施設の認定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による営業施設の基準の一部を適用しないことの決定</p>	鳥取市		
<p>19の23 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による免許の付与</p> <p>(2) 第4条第2項の規定によるふぐ処理師名簿への登録</p> <p>(3) 第4条第3項の規定による免許証の交付</p> <p>(4) 第4条第4項の規定による免許証の書換交付</p> <p>(5) 第4条第5項の規定による免許証の再交付</p> <p>(6) 第9条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p> <p>(7) 第11条第1項の規定による免許の取消し</p> <p>(8) 第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証</p> <p>(9) 第12条第3項の規定による認証</p>	鳥取市		

<p>営業台帳への登録及び認証書の交付</p> <p>(10) 第12条第4項の規定による認証書の書換交付</p> <p>(11) 第12条第5項の規定による認証書の再交付</p> <p>(12) 第14条第2項の規定による認証書の書換交付</p> <p>(13) 第14条第3項の規定による認証営業台帳への登録</p> <p>(14) 第15条の規定による認証の取消し</p> <p>(15) 第19条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p>			
<p>19の24 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>鳥取市</p>		
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>24の6 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 第113条の3第1項の規定による土地改良事業の工事の着手等の届出の受理（第95条第1項に規定する者が行う土地改良事業に係るものに限る。(19)及び(20)において同じ。）</p> <p>(19)・(20) 略</p> <p>(21) 第132条第1項の規定による報告の徴収及び検査（<u>土地改良区に係るものを除く。(22)において同じ。</u>）</p> <p>(22) 略</p>	<p>鳥取市、 倉吉市、 東伯郡琴浦町及び北栄町並びに西伯郡大山町</p>	<p>24の6 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 第113条の3第1項の規定による土地改良事業の工事の着手等の届出の受理（第95条第1項に規定する者又はこれらの者が行う土地改良事業に係るものに限る。(19)から(22)までにおいて同じ。）</p> <p>(19)・(20) 略</p> <p>(21) 第132条第1項の規定による報告の徴収及び検査</p> <p>(22) 略</p>	<p>倉吉市、 東伯郡琴浦町及び北栄町並びに西伯郡大山町</p>
<p>24の7 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第99条第1項の規定による土地改良区の交換分合計画の認可</p> <p>(2) 第99条第4項（第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による関係農業委員会の意見の聴取</p> <p>(3) 第99条第5項（第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による交換分合計画の認可の申請の公告及び交換分合計画書の写の縦覧提供</p>	<p>鳥取市</p>		

<p>(4) 第99条第6項(第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告をした旨の通知</p> <p>(5) 第99条第12項(第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定による交換分合計画の認可の公告</p> <p>(6) 第100条第1項の規定による農業協同組合等の交換分合計画の認可</p> <p>(7) 第109条の規定による農用地の形質の変更の許可</p>			
<p>25 土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定</p>	<p>鳥取市、倉吉市、東伯郡琴浦町及び北栄町並びに西伯郡大山町</p>	<p>25 土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定</p>	<p>倉吉市、東伯郡琴浦町及び北栄町並びに西伯郡大山町</p>
略		略	
<p>32 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項から第4項までの規定による広告物等の除却及び第8条第1項から第4項までの規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄</p>	<p>各市町村(鳥取市を除く。)</p>	<p>32 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項から第4項までの規定による広告物等の除却及び第8条第1項から第4項までの規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄(平成10年4月1日前に鳥取県屋外広告物条例に違反していた広告物等に係るものを除く。33の項(4)及び(5)において同じ。)</p>	<p>各市町村</p>
略		略	

(鳥取県民生委員定数条例の一部改正)

第2条 鳥取県民生委員定数条例(平成25年鳥取県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="239 1747 766 1870"> <tr> <td>米子市</td> <td>338人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	米子市	338人	略		<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="829 1747 1356 1870"> <tr> <td>鳥取市</td> <td>516人</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>338人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	鳥取市	516人	米子市	338人	略	
米子市	338人										
略											
鳥取市	516人										
米子市	338人										
略											

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年鳥取県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録)</p> <p>第3条 <u>県の区域(鳥取市の区域を除く。)</u>内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(登録)</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2～5 略</p>
<p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 浄化槽保守点検業者は、<u>県の区域内</u>に営業所を設置しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 浄化槽保守点検業者は、<u>県内</u>に営業所を設置しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(手数料)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第17条 略</p>
<p>(手数料の減免)</p> <p>第18条 <u>知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	
<p>(規則への委任)</p> <p>第19条 略</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第18条 略</p>
<p>(罰則)</p> <p>第20条 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第19条 略</p>
<p>第21条 略</p>	<p>第20条 略</p>
<p>第22条 略</p>	<p>第21条 略</p>

(鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第40条 <u>鳥取市の区域における廃棄物処理施設等については、この条例の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>2</u> 環境影響評価法(平成9年法律第81号)若しくは鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設等(規則で定めるものに限る。)の設置</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第40条</p> <p>環境影響評価法(平成9年法律第81号)若しくは鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設等(規則で定めるものに限る。)の設置</p>

については、第2章の規定は、適用しない。	については、第2章の規定は、適用しない。
----------------------	----------------------

(鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例(平成27年鳥取県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用済物品回収業の届出)</p> <p>第7条 使用済物品回収業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 収集又は運搬を行う区域</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(使用済物品回収業の届出)</p> <p>第7条 使用済物品回収業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>2 略</p>

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 雑則(第21条—<u>第24条</u>)</p> <p>第6章 罰則(<u>第25条—第27条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第16条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに<u>知事</u>又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第22条 略</p> <p><u>(適用除外)</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 雑則(第21条—<u>第23条</u>)</p> <p>第6章 罰則(<u>第24条—第26条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第16条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに<u>所管の鳥取県総合事務所等設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第2条の規定により設置された総合事務所、同条例第5条の規定により設置された生活環境事務所</u>又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第22条 略</p>

<p>第23条 鳥取市の区域については、この条例の規定 <u>(次に掲げる規定（第2号に掲げる規定にあつては、特定動物に関する部分に限る。）を除く。）</u> <u>は、適用しない。</u> <u>(1) 第8条、第16条、第18条第1項及び第24条第1号</u> <u>(2) 第4条から第7条まで、第17条第1項、第19条、第25条第2号、第3号、第5号及び第6号並びに第26条</u> (規則への委任) 第24条 略 第25条 略 第26条 略 第27条 略</p>	<p>(規則への委任) 第23条 略 第24条 略 第25条 略 第26条 略</p>
---	---

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第7条 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(屋外広告業の登録) 第10条の2 <u>鳥取市の区域以外の県の区域</u>（以下「<u>県所管区域</u>」という。）内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。 2～5 略 (登録の申請) 第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 略 (2) <u>県所管区域内</u>において営業を行う営業所の名称及び所在地 (3)～(5) 略 2 略 (廃業等の届出) 第10条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定</p>	<p>(屋外広告業の登録) 第10条の2 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。 2～5 略 (登録の申請) 第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 略 (2) <u>県内</u>において営業を行う営業所の名称及び所在地 (3)～(5) 略 2 略 (廃業等の届出) 第10条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定</p>

<p>める者は、その日（第1号の場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>県所管区域内</u>において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者</p> <p>2 略</p> <p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p>第10条の14 知事は、<u>県所管区域内</u>において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第10条の17 知事は、特に必要があると認めるときは、<u>県所管区域内</u>において屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他その営業に係るのある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条 法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、倉吉市が処理することとする。</p> <p>2 倉吉市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p>	<p>める者は、その日（第1号の場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>県内</u>において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者</p> <p>2 略</p> <p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p>第10条の14 知事は、<u>県内</u>で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第10条の17 知事は、特に必要があると認めるときは、<u>県内</u>で屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他その営業に係るのある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条 法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、<u>鳥取市及び倉吉市</u>が処理することとする。</p> <p>2 <u>鳥取市及び倉吉市</u>の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p>
--	--

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第</p>	<p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員</u>が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関</p>

<p>1 項に規定する鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</p> <p>2 略</p> <p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第22条 環境衛生検査等業務手当は、職員が鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>する法律（平成14年法律第88号）第2条第1項に規定する鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</p> <p>2 略</p> <p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、<u>総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員</u>が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第22条 環境衛生検査等業務手当は、<u>総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員</u>が鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p>
--	--

(鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正)

第9条 鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
	<p>(福祉保健事務所)</p> <p>第4条 <u>第2条第1項第7号に掲げる事務を所掌させるため、福祉保健事務所を設置する。</u></p> <p>2 <u>福祉保健事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部福祉保健事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境事務所)</p> <p>第5条 <u>第2条第1項第8号に掲げる事務を所掌させるため、生活環境事務所を設置する。</u></p> <p>2 <u>生活環境事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	鳥取県東部福祉保健事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	名称	位置	所管区域	鳥取県東部	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
名称	位置	所管区域											
鳥取県東部福祉保健事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡											
名称	位置	所管区域											
鳥取県東部	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡											

<p>第4条及び第5条 削除</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">生活環境事 務所</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>	生活環境事 務所		
生活環境事 務所				

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第10条 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 50%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取保健所</td> <td>鳥取市</td> <td>岩美郡及び八頭郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	鳥取県鳥取保健所	鳥取市	岩美郡及び八頭郡	略			<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 50%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取保健所</td> <td>鳥取市</td> <td><u>鳥取市</u>、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	鳥取県鳥取保健所	鳥取市	<u>鳥取市</u> 、岩美郡及び八頭郡	略		
名称	位置	所管区域																	
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	岩美郡及び八頭郡																	
略																			
名称	位置	所管区域																	
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	<u>鳥取市</u> 、岩美郡及び八頭郡																	
略																			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表8の28の項(25)及び(32)並びに24の7の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

(鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に改正前の鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第1項の規定により届出がされた使用済物品回収業については、改正後の鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第1項第3号の区域は、鳥取県の全域として届出がされているものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。